

佐伯中央病院 介護職員初任者研修

(開講の目的)

佐伯中央病院介護職員初任者研修（以下「本研修」とする）は、介護サービスに従事している者および従事しようとする者に対し、介護業務を行う上での基本的な知識・技術、それを実践する際の考え方を身につけられるように講義・演習・施設実習を通じて育成を図ることを目的とする。

(研修の名称および課程)

研修の名称および課程は以下のとおりとする。

〔名称〕 佐伯中央病院 介護職員初任者研修（通信）

〔課程〕 介護職員初任者研修課程

(実習場所)

実習場所は以下のとおりとする。

〔講義・演習〕 佐伯中央病院 4F 研修室

住所：〒876-0851 佐伯市常盤東町 6-30 連絡先：0972-22-8846

地域包括ケアセンター 佐伯の太陽

住所：〒876-0803 佐伯市駅前1丁目1-11 連絡先：0972-20-3988

〔施設実習〕 介護老人保健施設 鶴見の太陽

住所：〒876-1203 佐伯市鶴見大字沖松浦 51 連絡先：0972-33-1501

ヘルパーステーション 佐伯の太陽

住所：〒876-0803 佐伯市駅前1丁目1-11 連絡先：0972-20-3988

訪問看護ステーション 佐伯の太陽

住所：〒876-0803 佐伯市駅前1丁目1-11 連絡先：0972-20-3988

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 佐伯の太陽

住所：〒876-0803 佐伯市駅前1丁目1-11 連絡先：0972-20-3988

看護小規模多機能型居宅介護 佐伯の太陽

住所：〒876-0803 佐伯市駅前1丁目1-11 連絡先：0972-20-3988

認知症高齢者グループホーム 佐伯の太陽

住所：〒876-0803 佐伯市駅前1丁目1-11 連絡先：0972-20-3988

通所リハビリテーション 佐伯の太陽

住所：〒876-0803 佐伯市駅前1丁目1-11 連絡先：0972-20-3988

デイサービスセンター こでら

住所：〒876-1203 佐伯市鶴見大字沖松浦 508-2 連絡先：0972-33-1310

特別養護老人ホーム 彦岳の太陽

住所：〒876-1101 佐伯市狩生 418-2 連絡先：0972-27-8622

(募集時期・開講時期および研修期間)

募集時期・開講時期および研修期間は以下のとおりとする。

〔募集時期〕開講日の7週間前から5日前まで

〔開講時期〕11月～2月

〔研修期間〕標準受講期間を3ヶ月とし、補講を含めて8ヶ月以内に修了することとする。

ただし、受講生の病気等やむを得ない理由がある場合は、最大1年6ヶ月まで期間を延長することを可能とする。

(研修カリキュラムおよび講師)

カリキュラムおよび講師は、「大分県介護職員初任者研修事業者指定事務取扱要綱」に基づき作成・選定するものとする。

(通信形式の実施方法)

通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

テキストを活用しながら、自宅学習課題(選択式問題・レポート)を提出期限までに提出する。課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて次のとおり評価を行うこととする。

A評価：90点以上、B評価：89～65点、C評価：64点以下

C評価については課題の再提出後、再度評価する。

(2) 添削指導・面接指導方法

自宅学習課題をもとに理解度を確認し、教室での振り返りの時間で内容の再確認・定着を図る。

(3) 個別質問への対応方法

個別の質問については、随時受付け、必要に応じて担当講師に照会する。

(研修修了の評価方法)

本研修修了の評価は、厚生労働省「介護員養成研修の取扱細則(介護職員初任者研修関係)」の中の別添で謳われている「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」および「大分県介護職員初任者研修事業者指定事務取扱要綱」の第8条「修了評価」に定められている内容に沿って、第5条のカリキュラムをすべて履行した者に対して修了認定試験を実施し、試験問題の8割の点数を取った者を修了者として認定する。

修了認定試験で8割に満たなかった者は再試験を実施し、同じく8割の点数を取った者を修了者とする。試験は最大2回までとし、その段階で修了と認定されなかった者は、その期の本研修では認定しない。

(受講資格および受講定員)

受講資格および受講定員は以下のとおりとする。

〔受講資格〕介護サービスに従事している者およびしようとする者で、介護の基本的知識や

技術を学びたいと望む者。(心身ともに健康であること)

〔受講定員〕 30名

(受講手続き)

当法人指定の受講申込書に必要事項を記入し、第14条の担当者へ申込む。(郵送、FAX、持込のいずれかの方法とする) 受講申込書受理を正式申込とし、開講日に受講料領収後、教材等の必要資料を配布する。ただし、申込希望者が定員を上回った場合は、本研修への各々の意思確認を面接等で確認し、選考するものとする。

(研修受講に係る費用)

本研修に係る費用は40,000円とする。(テキスト代6,069円、配布資料代、実習費、消費税等含む)

(研修欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱)

第5条で示した本研修カリキュラム(別紙1)を1科目でも欠席・遅刻した者は補講を受講しなければ修了認定試験を受けることができない。欠課のある受講者は8ヶ月以内に当法人が実施する補講を受講する必要がある。補講費用は1回につき研修費用とは別に2,000円徴収する。

補講は研修時間数(演習・施設実習を除く)の概ね1割を上限とする。それ以上欠席する者はその期の研修での修了認定は行わない。(冠婚葬祭、本人の病気等、当法人がやむを得ない理由と認めた場合はその限りではない) 受講生本人の個人的な理由で本研修の受講が継続できなくなった場合でも、本研修の受講料の返金は行わない。

補講は担当講師が時間を設けて再講義を行うこと、またはそれに相当する方法で実施する。

(修了証明書の交付および管理)

当法人理事長は、研修修了者に対して、「大分県介護職員初任者研修事業者指定事務取扱要綱」に基づき、修了証明書ならびに携帯用修了証明書を交付する。また、修了者名簿を作成し、大分県知事に報告する。大分県は本研修修了者を修了者台帳に記載・管理するものとする。

(使用テキスト)

本研修は、財団法人介護労働安定センター発行の「介護職員初任者研修テキスト」、「介護職員初任者研修補助教材DVD」、その他補助教材をテキストとして使用する。

(受講の取消)

以下に該当する者は、当法人判断において受講取消を履行することができる。その場合の本研修の受講料の返金は一切行わない。

- ①欠席・遅刻を繰り返す者
- ②学習態度が著しく悪い者(携帯電話使用、居眠り、私語、暴言等)
- ③他の受講生の学びを妨げる行為を行う者
- ④その他、本研修に対して自らの学習意欲がないと明らかに判断される者